

教育・保育施設等における 事故情報の収集・活用について

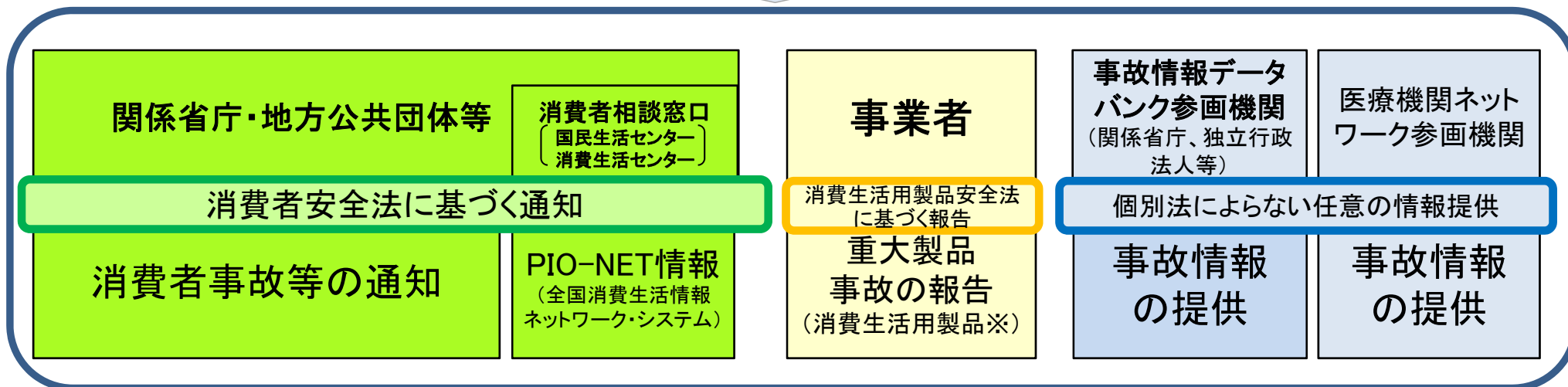
消費者庁 消費者安全課

平成26年9月30日

消費者庁における事故情報の収集・活用の全体像

消費者の生命・身体に係る事故発生

事故情報の相談・通報等



事故情報の登録

※消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいう。(他の法律の規定によって危害の発生及び拡大を防止することができると思われる事故として政令で定めるもの(食品・医薬品・乗用車等)を除く。)

消費者庁 (事故情報を一元的に集約)

注意喚起等

消費者

意見・措置要求等

各省庁

処分・指導等

事業者

すき間事案の措置

事故情報の収集強化に関する取組

消費者安全法に基づく収集

- 平成24年6月に、消費者庁と文部科学省が連名で「消費者事故等の通知に係るポイント」を地方公共団体に送付。
- 平成26年4月の都道府県等の消費者行政担当課長会議において、消費者事故等の通知の徹底を要請。
- 引き続き、関係省庁と連携し、消費者安全法に基づく事故情報の収集強化に取り組む。

医療機関からの収集

- 医療機関ネットワークの強化
 - ・第1期(平成23～24年度):13病院
 - ・第2期(平成25～26年度):24病院
 - ・第3期(【P】27～28年度):新規参画病院の開拓に取り組んでいるところ
- 平成26年8月、医師からの事故情報の受付窓口(ドクターメール箱)を国民生活センターのウェブサイトに設置し、開業医等を含め幅広く事故情報を受付。消費者庁でも窓口の周知や情報活用に取り組む。

事故情報データベース

- 消費者庁に一元化された事故情報について、「事故情報データベース」として整理・公表。
- 事故情報データベースは、消費者庁自身が活用するだけでなく、地方公共団体、報道関係者、研究者、消費者等の様々な主体によって、事故防止に活用されることを期待。

事故情報データベースの概要

- 事故情報の提供
- 事故の発生日月、事故の概要、傷病内容、治療期間、被害者年代等の情報を収集・公表
- 子どもの事故情報も多数提供
 - ・5歳未満の子どもの事故：約1,400件
 - ・10歳未満の子どもの事故：約2,400件
 - ・幼稚園・保育所の事故：約100件
- 平成25年度の年間アクセス数は約144,000件。運用開始当初（平成22年度：約73,000件）から、アクセス数は毎年増加している。

(※)被害者の年齢不明の事故情報も多数存在

トップページ

The screenshot shows the homepage of the Accident Information Database System. At the top, there is a header with the title '事故情報データベースシステム' and a brief description of the system's purpose: to collect and provide accident information for safety. Below the header, there are two main sections: '事故情報トピックス' (Accident Information Topics) and '検索ワードランキング' (Search Word Ranking). The '事故情報トピックス' section lists various accident types such as '軽自動車(アームレスト)', '介護ベッド用手すり', '乳液', '柔軟剤', '子供の事故リスト', '高齢者の事故リスト', '柔軟剤の事故情報リスト', and '白班事故情報リスト'. The '検索ワードランキング' section lists search terms like '1 レーシック', '2 柔軟剤', '3 交通事故', '4 食品', '5 化粧品', '6 エコキュート', '7 携帯電話', '8 エネファーム', '9 自転車', and '10 健康食品'. At the bottom, there is a search bar with the text '事故情報を閲覧する' and a search button.

保育施設等での事故防止に関する関係省庁への要請等

窒息事故

- 平成24年7月、保育施設において白玉風のだんごによる窒息死亡事故が発生。
- 消費者庁から厚生労働省及び文部科学省に事故防止の取組を要請。

(要請事項)

- ・食品による窒息事故防止の徹底
- ・玩具等による窒息事故防止の徹底

プール事故

- 消費者安全調査委員会において、神奈川県内の幼稚園におけるプール事故について、事故の原因究明の調査を実施し、文部科学省、内閣府及び厚生労働省に事故防止について意見を提出

(調査委員会の意見の例)

- ・適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えの取組を行うよう周知徹底
 - ・プール活動・水遊びにおける事故防止のための具体的な手法を情報提供
- その後、平成26年7月にも京都府内でプールでの死亡事故が発生したことを踏まえ、消費者庁から文部科学省、内閣府及び厚生労働省に事故防止の取組を要請。

子どもの事故防止に関する消費者への注意喚起

歯磨き中の事故

○乳幼児が歯磨き中に歯ブラシをくわえたまま転倒し、口腔内に歯ブラシを突き刺す等の事故が多発していることが、医療機関ネットワークの情報から明らかになった。

○報道発表するとともに、ポスターを自治体に配布し、保健所や保育所等で掲載。



ボタン電池の誤飲

○ボタン電池は、誤飲時に食道にとどまり、放電の影響によって短時間でも潰瘍ができて穴が開いてしまうなどの重篤な症状を生じることがある。

○OECD等と連携し「ボタン電池の安全性に関する国際啓発週間」として注意喚起を実施。我が国で収集した事故情報を国際的にも活用。

○注意喚起の結果、多数のメディア(例えば全国ネットの13のTV番組等)で取り上げられ、大きな反響があった。



子どもを事故から守る！プロジェクト

優良事例の紹介

○保護者、教育関係者等の様々な方が、子どもの事故防止に有効な知識や情報を手に入れるように、子どもの事故防止に役立つ体験施設や、教材、資料のほか、先進的な取組事例を消費者庁ウェブサイトで紹介。

子ども安全メール

○医療機関ネットワークの事故情報や、保護者から投稿される体験談等をもとに、主に0歳～小学校入学前の子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を、毎週木曜日にお届けしている。
○購読者数は約2.7万人である。(平成26年9月現在)